

短 報

## 子どもの体力向上に関するスポーツ政策の変遷と課題 ～学校、家庭、地域連携モデル構築の検討～

馬 場 宏 輝

Consideration of a model for future school, home, and regional cooperation based on past efforts related to improving children's physical fitness through sports policies

BABA Hiroki

In September 2000, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) revised its sports promotion plan to include improving children's physical fitness as a new policy objective. One possible factor behind this revision was year-to-year declines in children's physical fitness and physical abilities. However, a number of measures and projects related to improving children's physical fitness have been implemented already. In this paper, we both summarize past efforts related to improving children's physical fitness through sports policies and propose a model for future school, home, and regional cooperation. In particular, we propose a system of charts covering children's physical fitness and physical abilities as a tool for ensuring the organic and effective functioning of this cooperation model.

### 1. はじめに

2000（平成12）年9月13日に文部省から発表されたスポーツ振興基本計画は、見直しの作業が行なわれた後、2006（平成18）年9月21日に改定された。スポーツ振興基本計画の見直しの概要（2006）によると、『昨今、子どもの体力の向上が心身の健全な発達の上で大きな課題となっていることに鑑み、外遊びやスポーツ等を通じた「子どもの体力の向上」を、新たに政策課題の一つ目の柱とする。現行計画の3つの柱（生涯スポーツ・競技スポーツと学校体育との連携）は、計画全体の理念として各施策の中に反映し、引き続き目標の達成を目指す』との説明がある。この背景には、毎年体育の日前後に、「体力・運動能力調査」として発表され

る子どもたちの体力・運動能力が年々低下していることを受けての改定であると考えられる。

しかし一方で、日本のスポーツ政策における、子どもの体力向上に関する取り組みについては、2006（平成18）年に改定されたスポーツ振興基本計画に先立ち、既に実施されており、スポーツ振興基本計画の改定は、体力・運動能力調査や中央教育審議会での諮問・答申、子どもの体力向上推進事業等々のこれまでの取り組みの流れの一連であると理解することができる。

そこで、本稿においては、これまでのスポーツ政策における行政やスポーツ団体の、子どもの体力向上に関する取り組みの変遷を整理し、子どもの体力向上に関する政策評価から、現状と課題を把握することである。なお、本研究で

取扱う「子ども」とは、「学校教育法」第2章「小学校」の第22条に規定された児童のことであり、その他、諮詢・答申や、振興方策等の「子ども」については、それぞれにおいて定義されたものを取り扱う。

本研究の特徴は、学校、学校外での運動・スポーツを、それぞれ個別の研究対象とするのではなく、「子どもの体力向上」という視点から、両者を総合的に俯瞰し、分析・考察することで、これから子どもの体力向上に必要な、学校・家庭・地域連携モデルを提案することである。

## 2. 子どもの体力の現状

### (1) 体力とは

体力とは、一般的に身体的要素、精神的因素に分けられ、さらにそれぞれを行動体力、防衛体力とに分類することができる。本稿において主に取り上げる、子どもの体力向上の「体力」とは、「公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ」(財団法人日本体育協会、2005)によると、主に、身体的要素の中の行動体力の機能に当たるものであると考えられる。

### (2) 子どもの体力低下について

子どもの体力の現状について、「我が国の文教施策」(1998)の中で、子どもの体力が上昇・停滞の時期を経て、現在は低下傾向を示しており、運動に興味を持ち、活発に運動する人とそうでない人とに二極化していると指摘されている。その後も、「子どもの体力向上のための総合的な方策(答申)」(2002)の中でさらに子どもの体力が低下し続けていることが分かる。また、同答申の中で、子どもの体力低下の引き起こす副次的な影響や問題についても指摘されている。

(3) 2006(平成18)年度体力・運動能力調査  
2007(平成19)年10月9日に発表された、「平成18年度体力・運動能力調査」の概要の中で次のように述べ、1985(昭和60)年頃から

子どもの体力・運動能力の低下傾向が続く中、2006(平成18)年度までの10年間は、立ち幅跳びや持久走などで低下のペースが鈍化していることが明らかになった。

走能力(50メートル走・持久走)、跳能力(立ち幅とび)、投能力(ソフトボール投げ・ハンドボール投げ)などの基礎的運動能力及び握力については、長期的に年次変化の比較が可能である。これらの体力・運動能力は、長期的に見ると依然低い水準となっている。なお、ここ10年ほどは、低下のスピードが緩やかになる、あるいは、低下傾向のない項目がある。

## 3. 学校体育における子どもの体力向上に関する取組み

### (1) 学校体育(学習指導要領)

子どもの体力向上に関する政策的な取り組みとしては、学校における体育・スポーツ活動をあげることができる。そこで、学校教育法における小学校の量的・質的な体育・スポーツ活動について取り上げてみる。「学校教育法施行規則」によると、小学校における体育の授業時数は、各学年90単位(1単位は45分)である(表1)。一般的な小学校の登校日数からすると、週2回程度の授業が行なわれていることがわかる。

子どもの運動量について、「10代のスポーツライフに関する調査報告書」(笠川スポーツ財団、2006)によると、2005(平成17)年小学校期の運動・スポーツ活動(学校の部活動や休み時間の活動は含めるが、学校の体育の授業や学校行事のキャンプなどは含めない)実施レベル(表2)から、レベル2(週1回以上週5回未満)、レベル3(週5回以上)、レベル4(週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上)をあわせると、91.3%になる。小学生の運動・スポーツ実施レベルという量的な視点からみると、子ども達には、体育の授業以外の運動・スポーツ機会が必要なのではないだろうか。

子どもの体力向上に関するスポーツ政策の変遷と課題

(表1) 別表第1 学校教育法施行規則(抄) 第24条の2

区分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

(文部省告示小学校学習指導要領を引用)

(表2) 10代の運動・スポーツ実施レベル

実施レベル	%	基 準
レベル0	2.8%	非実施(0回/年間)
レベル1	6.0%	年1回以上週1回未満(1~51回/年)
レベル2	46.9%	週1回以上週5回未満(52~259回/年)
レベル3	38.6%	週5回以上(260回以上/年)
レベル4	5.8%	週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上

(10代のスポーツライフに関する調査報告書、 笹川スポーツ財団、2006を参考)

また、体育の授業を質的な視点からとらえると、「小学校学習指導要領 第2章各教科 第9節 体育」には、「第1目標 心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい性格を営む態度を育てる」とある。各学年の目標に「体力を高める」

という記載はあるが、運動技能を高めるための内容が中心であって、体力を高めるための具体的な数値目標や方法は示されていない。子どもの体力低下が社会的な問題であると指摘されているにも関わらず、体育の授業により、子どもの体力を高めるという目標は明確になされていない。なお、体育科の運動領域は(表3)の通りである。

(表3) 体育科の運動領域

学年	1・2	3・4	5・6
領域	基本の運動 ゲーム	体つくり運動	
		器械運動	
		陸上競技	
		水泳	
		ボール運動	
		表現運動	
		保健	

(小学校学習指導要領解説体育編を引用)

(2) 教育課程審議会（1998年7月）

1998（平成10）年7月、教育課程審議会が答申した体育科の改善の基本方針としては、「明るく豊かで活力のある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う観点に立って内容の改善を図る」とし、「その際、心と体をより一体としてとらえて健全な成長を促すことが重要であるという考え方に対し、体育と保健をより一層関連させて指導できるようにする」としている。「体育」については、「自ら運動をする意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに基礎的な体力を高めることを重視する」としている。

なお、体育科については、教育課程審議会の答申の趣旨を踏まえて改訂を行なった。体力向上に関する部分としては、「②心と体を一体としてとらえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって、自分や仲間の体の状態に気付き、体の調子を整えることができるようになるとともに、体力の向上の内容を重点化し、自ら進んで体力を高めることができるようになること。」がある。この内容についてさらに踏み込んでみると、「イ 運動の内容の重点化：児童の体力の向上を図る内容については、主として体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導するようにした。」とある。

授業以外の体育的な活動として、「小学校学習指導要領 第4章特別活動」からは、クラブ活動と学校行事があげられるが、現在のクラブ活動は必修ではなく、「主として第4学年以上の同好の児童をもつ」とあるように、あくまでも児童個人の興味・関心により参加するものである。また、学校行事には、「儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事」があり、体力の向上をめざした体育的行事を実施することができると読み取ることができる。しかし、運動会や球技大会、マラソン大会等は、一般的には順位を付けたり勝敗を決めるといった競技的な位置付けが強い行事であり、各行事やプ

ログラムによって、体力の向上がどれくらい進んだのかを測定・検証するようなものではない。また、毎年小学校では体力テストが実施され、測定結果が残っているはずだが、小学校の主な学習内容は、学習指導要領に定められていることから、体力テストの測定結果に基づいて、授業に個別の運動プログラム等を設定するのは難しいと考えられる。また、小学校では、体力測定の結果を分析し、その分析結果をもとに授業を組み立てたり、個々の児童に応じた運動・スポーツプログラムを処方する専門家が必ずしも存在するわけではないことから、さらに難しいだろう。小学校の学習指導要領によると、体力を向上させることを目的に、体力を測定したり、測定結果を活用した体力向上のための取り組みを推進するものではないといえる。

これら、学校における体育・スポーツ活動を質的な面から分析すると、一般的に体力テストで測定するような「体力」を「体育の授業」で直接向上させるものではないということがわかる。つまり、子どもの体力を向上させるには、まず学校の体育の授業において、体力を向上させるための方法論や、体を動かすきっかけ、大切さ、楽しさを学び、その体育の授業で学んだ方法論を実践する「学校以外の体力を向上させる場（時間・空間・仲間）」が、子どもたちには必要であり、スポーツ政策としても、学校と学校外の運動・スポーツ活動の連携・連動・融合が必要であるといえる。

(3) 中央教育審議会初等中等教育分科会  
(2005年7月)

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会では、2005（平成17）年7月27日、「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況－すべての子どもたちが身に付けていくべきミニマムとは？」を発表している。まず、審議検討において留意した事項として、「学校・家庭・地域の関連性」「学校から家庭・地域への発信」があげられている。こ

れは、学校という限られた空間的範囲のみで考えるのではなく、家庭・地域との関連を含めた「空間的な広がり」を視野に置く必要があるという認識の下である、と説明されている。その中で、「体育の目的的具体的な内容—すべての子どもたちが身につけるべきもの—」として、大きく「身体能力」が上げられているが、達成すべき数値目標は提示されなかった。さらに、「今後の検討における留意事項」として、「目的の内容は、達成度や成果が専門家でない保護者等にも容易に判断できる（定量的又は定性的な評価を容易に行なえる）ものでなければならぬこと」としている。これは、身体能力を測定することの重要性や必要性のみならず、専門家の間だけではなく、専門家ではない保護者等とも目的の内容を共有することが重要であるということだろう。

また、学校における子どもの体力低下をめぐっては、中央教育審議会教育課程部会が「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」を2007（平成19）年11月に発表している。この中で、小学校の体育に関する箇所としては、授業時間を第1学年は12単位、第2学年から第4学年は15単位増やし、小学校高学年で設けている「体づくり運動」の領域を低学年から導入する、としている。

#### 4. 学校外における子どもの体力向上に関する取組み

##### （1）子どもの健全育成に関する国の施策

子どもの体力向上に関する間接的な施策として、「全国子どもプラン」と「地域子ども教育推進事業」があげられる。

（表4）子どもの健全育成に関する国の施策

施 策	内 容
全国子どもプラン（1999年度～2001年度）	2002（平成14）年度からの完全学校週5日制の実施にともない、1999（平成11）年度から2001（平成13）年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指したもの。具体的には、（1）情報提供事業、（2）関係省庁との連携による子どもたちの活動の機会と場の拡大、（3）子どもや親の相談体制の整備、が主な内容である。
地域子ども教室推進事業（2004年度～2006年度）	地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後者週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。具体的には、小・中学生を対象として、放課後や週末における安全・安心できる環境の整備として、学校や公民館、商店街の空き店舗等に子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者の方々に協力してもらい、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。

##### （2）子どもの体力向上推進事業（2003年）

中央教育審議会は、2002（平成14）年9月に「子どもの体力向上のための総合的な方策（答申）」を答申した。答申に示された方策の概要は以下の通りである。

- ① 体力向上に向けたキャンペーン「外遊びとスポーツのすすめ—一体を動かそう全国キャンペーン（仮称）—」の展開
- ② 子どもが体を動かすための動機付け—「外遊び・スポーツスタンプカード（仮称）」と親子で行うスポーツ活動—
- ③ 地域において子どもが体を動かすための環

境整備—「スポーツふれあい広場」などによる機会、場、仲間の確保—

- ④ 学校の取組の充実—創意工夫をこらした体力づくりと地域社会との連携—
- ⑤ 体力向上のためのプログラム開発と「スポーツ・健康手帳（仮称）」の作成
- ⑥ 体力の向上に資する子どもの生活習慣の改善—よく食べ、よく動き、よく眠る“健康3原則”（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）の徹底—

この答申を踏まえて、文科省は、2003（平成15）年度、「子どもの体力向上推進事業」を立

ち上げた。その一環として、子どもの体力向上ホームページを開設し、子どもの体力の現状や正しい生活習慣、新体力テストなどについて解説している他、いろいろな外遊びやスポーツ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの紹介、文科省が実施している「子どもの体力向上キャンペーン」などの情報を掲載している。

子どもの体力向上キャンペーンとしては、キャンペーンポスターの作成・配布、中央イベントの開催、子どもの体力向上キャンペーン「ポスター」「標語」募集、アイーダアイダ（注1）、スポーツ選手ふれあい指導事業が行なわれている。また、親子で活動することによる身体活動への動機付けを目的として、小学校中・高学年用に「元気アップハンドブック」を作成。幼児・小学校低学年用に「げんきあっぷかれんだー」を作成。また、保護者向けリーフレット「子どもの体力向上のために」も作成した。元気アップハンドブックは、「自分なりの目標の立て方と見直し方」「体を動かすことを続けるための工夫」といった行動変容理論の考え方や、安全に活動するための注意事項、運動・栄養・休養の重要性とそのチェックシートなども展開されている。

また、同キャンペーン以外の事業としては、

「子どもの体力向上実践事業」が、2004（平成16）年度～2006（平成18）年度にかけて、42地域を対象に実施された。さらに2006（平成18）年度からは、子どもの体力向上推進事業の一つとして、親子で子どもの体力や生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうことを目的に「元気アップ親子セミナー」を実施している。

### （3）新子どもプラン（2005年）

「全国子どもプラン（1999年度～2001年度）」の実績を踏まえ、文科省では、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するため、2005（平成17）年に「新子どもプラン」を策定した（表5）。子どもの体力向上に関する事業としては、「地域の体験活動等の体制整備・情報提供」の中の一つとして「子どもの体力向上推進事業（拡充）」が取り上げられている。また、「子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大」の中では、「地域子ども教室推進事業（拡充）」「子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実（拡充）」「伝統文化こども教室事業（拡充）」「文化体験プログラム支援事業」「子どもゆめ基金」「国立青少年教育施設における体験活動等の提供」の二つが、間接的ではあるが、子どもの体力向上に関わる事業として捉えることができる。

（表5）新子どもプランの概要

地域の体験活動等の体制整備・情報提供	子どもの体力向上推進事業（拡充）衛星通信利用による子ども放送局 放送技術活用型コンテンツ開発事業
子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大	地域子ども教室推進事業（拡充）地域ボランティア活動推進事業（新規）省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 大学Jr. サイエンス事業 子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実（拡充）伝統文化こども教室事業（拡充）文化体験プログラム支援事業 子どもゆめ基金 国立青少年教育施設における体験活動等の提供
家庭教育に関する学習機会の充実や相談体制の整備等	家庭教育支援総合推進事業 全国家庭教育フォーラムの開催 新家庭教育手帳の作成・配布 ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業（新規）

（平成17年度新子どもプラン実施状況を参考）

## 5. 体力テストについて

### (1) 国の体力テスト

「体力・運動能力調査結果」が発表されることは、子どもの体力・運動能力が測定されているということである。そこで、これまで国が実施してきた体力テストについて整理してみる。まず、国が行なう体力テストとしては、1939（昭和14）年、厚生省体力局のもと、第1回体力章検定が実施されている。続く1940（昭和15）年には、厚生省に設置された国民体力会議が原案を作成した「国民優生法」と「国民体力法」が成立している。後者は、市町村長・事業主・校長・幼稚園長に20歳未満、すなわち徴兵以前の男性に対する身体・体力検査の実施を義務付けたものである。

また、1961（昭和36）年にスポーツ振興法が制定されたのを契機に、文部省（当時）では、1963（昭和39年）に国民の体力増進を目的として、「体力診断テスト」と「運動能力テスト」の2つを制定した。前者は「筋力・瞬発力・持久力・敏捷性・柔軟性」を、後者は「走力・跳力・投力・懸垂力」を測定するものである。この「スポーツテスト（注2）」を用いて、国民の体力・運動能力調査を実施してきた。文部省は、さらに1965（昭和41）年には「小学校低・中運動能力テスト」、1967年（昭和43）年には「壮年体力テスト（注3）」を制定した。

### (2) 新体力テスト

1963（昭和39年）から実施されてきた、体力・運動能力調査は、スポーツ医・科学の進歩や高齢化の進展等に伴い、これまでのテスト項目の見直しや、新しい体力テストのあり方に関する検討が必要となってきた。そこで、1996（平成8）年度から、学識経験者等による協力者会議を設置し、体力・運動能力調査のテスト項目、実施方法および今後の在り方についての調査研究を開始した。より分かりやすく、より安全にテストを行う観点から、試行調査を重ねた結果、実施方法や評価等について修正を加えた「新体力

テスト」を決定し、1999（平成11）年度より「新体力テスト」を用いた運動・能力調査を実施している。「新体力テスト」では対象年齢を、6～11歳（小学生）、12～19歳（青少年）、20歳～64歳（成人）および65歳～79歳（高齢者）に区分し、6歳から64歳までは運動能力及び関連体力を、また65歳以上については健康関連体力に加えて歩行の力に重点をおいた体力を測定することにしている。

### (3) 財団法人日本体育協会の体力テスト

財団法人日本体育協会（以下、日体協）では、1963（昭和38）年に制定された文部省スポーツテストを、1962（昭和37）年に創設されたスポーツ少年団の必須活動として位置付けたことから、スポーツテストの全国的な普及に貢献してきた。しかしながら、学校で行なうスポーツテストとスポーツ少年団で実施するスポーツテストが重複するという問題、またスポーツ少年団でスポーツテストを行なうには、測定器具が必要であり、また方法上の煩雑さが多く、実施時間も長すぎるために、施設の整っている学校ではともかく、スポーツ少年団や地域社会のテストとしては実施上困難が多いという問題があった。そこで、日体協は、独自の体力テストとして1967（昭和42）年に「国民体力テスト」を制定した。

国民体力テストは、「運動適性テスト」「身体適性テスト」「スポーツ適性テスト」の3つで構成されており、スポーツ少年団で行なわれているスポーツテストは、この「運動適性テスト」のことである。運動適性テストは、できるだけ多くの国民がこのテストに参加できるように、尚且つ、運動能力をできるだけ簡単な手続き、方法によって総合的に見ようとするためのテストである。

ちなみに「スポーツ適性テスト」は、各種スポーツ種目に結びついたテストで、各種スポーツの技能や適性をみるテストである。具体的には「体操」「水泳」「サッカー」「バレーボール」「ラグビー」「バドミントン」などのテストが作

成され、スポーツ活動に応じて必要と思われるテストを適宜選択して行なうように作成されたものである。

この運動適性テスト、身体適性テスト、スポーツ適性テストが、日体協の重要かつ戦略的な事業の一つであったならば、近年子ども達を対象に、国立スポーツ科学センターと各地方自治体・大学等の研究機関が提携し実施している、タレント発掘・育成プログラム（素質ある競技者を発掘し、育成すること）として機能していたのではないかと思われる。日体協に体力テストを戦略的かつ有効に活用する事業展開の発想力と行動力があれば、日本のスポーツ界は約40年前からタレント発掘・育成プログラムを展開することが可能だったであろう。

#### （4）（社）全国体育指導委員連合会における子どもの体力向上に関する取り組み

全国体育指導員連合会（以下、体指連合）では、2007（平成19）年「体力テスト検定員等資格認定制度（案）」に基いて、全国の体育指導委員を対象に、各地で体力テスト検定員養成講習会を行なった。なお、体力テスト検定員等資格制度で養成する資格は、体力テスト検定員と体力テスト指導員の2種類である。筆者は、柴田町体育指導委員として、平成19年度の宮城県体育指導委員協議会主催の体力検定員養成講習会を受講した修了者であり、平成20年度からはじまる登録制度に基づく手続きを行なうことで、体力テスト検定員として認定される予定である。

日体協が、運動適性テストの報告義務を廃止したり、公認スポーツ指導者制度改定の際に、体力テスト員を公認スポーツ指導者から除外したのと対照的に、スポーツ振興基本計画の改定を期に、体指連合はスポーツ界における新たな存在意義を見出すかのように体力テスト検定に取り組み始めた。

## 6. 子どもの体力向上に関する政策評価

### （1）政策評価について

2001（平成13年）に施行された「行政機関が行なう政策の評価に関する法律（通称、政策評価法）」により、各行政機関は政策評価を実施している。政策評価は、行政機関が政策効果を把握し、必要性、効率性等の視点から自ら評価を行ない、その結果を公表することにより、政策の企画立案や実施を的確に行なうとともに、国民に対する説明責任を果たす上で、全ての省庁において実施されている。文部科学省政策評価基本計画によると、その政策評価は「実績評価、事業評価、総合評価」で行なわれ、3方式の適用に当たっては、相互に連携しつつ、有機的に機能させていくことが重要である、としている。政策評価の観点としては、「必要性、効率性、有効性、公平性、優先性」の5つをあげており、事前評価には、「①新規・拡充事業評価、②規制に関する評価、③その他の事前評価」をあげ、事後評価としては、「①実績評価、②達成年度到来・継続事業評価、③総合評価、④その他の事後評価」をあげている。

### （2）文部科学省実績評価

#### ① 平成18年度実績評価

文部科学省実績評価書（平成18年度実績）によると、「政策目標2：確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」については、評価結果が「A」であり、「豊かな心と健やかな体の育成」では、全小中学校に「心のノート」の配付や、「豊かな体験活動推進事業」の実施、あるいは学校体育・保健の充実や食育の推進等を通じて、青少年の健全育成や児童生徒の体の育成に向けた取組は、おおむね達成できていると判断できる、と評価している。

また、「施策目標2-5：健やかな体の育成」についても、評価結果は「A」であるが、詳細にみていくと、「達成目標2-5-1：スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に

歯止めをかける。」については、『子どもの体力向上にあたって、まず子どもが体を動かす場の確保が重要である。「今の子どものスポーツ環境の変化」による調査値によると、「よくなった」と答える割合が、前年度調査より改善されている一方で、「悪くなった」と答える回答も依然多い。このため、おおむね順調に進捗しているが、一部については進捗にやや遅れて見られると判断。』と評価され、評価結果は「B」である。

「施策目標2-5：健やかな体の育成」の平成18年度の状況は、想定通り達成できていると判断されているが、子どもの体力に関しては、S=4、A=3、B=2、C=1の4段階評価のBであり、この評価により、平成20年度予算要求に対しては、「子どもの体力向上実践事業」は、報告書の配布等により事業成果を普及するとして廃止され、「体力向上推進啓発事業」については、「元気アップ親子セミナーや、スポーツ選手ふれあい指導事業等を実施」として継続の予定である。

次に、政策評価の結果の政策への反映状況(平成18年度:平成19年3月30日公表)によると、「施策目標2-5：健やかな体の育成」「基本目標2-5：児童生徒の健やかな体をはぐくむため学校体育の充実や子どもの体力の向上とともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を遅れるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行なう。」とあり、「評価結果の政策への反映状況(平成18年度以降の取組)」では、「運動部活動等の活性化」に2億5,600万円を概算要求に盛込み、「子どもの体力向上」には、5億5,400万円を概算要求に盛込んだ。

また、「政策目標7：スポーツの振興」については、評価結果が「A」であり、「生涯スポーツ社会の実現、国際競技力向上、学校体育」の全て、それぞれ「A」となっている。政策評価の結果の政策への反映状況(平成18年度:平成19年3月30日公表)によると、「施策目標7-1：生涯スポーツ社会の実現」「基本目標7-1：国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、

技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。」とあり、「評価結果の政策への反映状況(平成18年度以降の取組)」では、「生涯スポーツ社会の実現に向け、15億円を概算要求に盛込んだ。

さらに「施策目標7-3：学校体育の充実」「基本目標7-3：児童生徒の健やかな心と体をはぐくみ、生涯にわたってスポーツに親しむ資質能力を育てるため、学校体育の充実を図る」とあり、「評価結果の政策への反映状況(平成18年度以降の取組)」では、「教員の指導力向上のための研修会の実施、学校体育施設の整備、体育の授業や運動部活動への外部指導者の活用の促進、複数校合同運動部活動の推進に関する事業を引き続き実施するほか、複数の種目に取組むことができる総合運動部等に関する取組」を進めるため、5,200万円を概算要求に盛込んだ。

## ② 新規・拡充事業

平成19年度の新規・拡充事業等では、「政策目標2：確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」「32. 子どもの体力向上国民運動の推進(拡充)」4億4,300万円(平成18年度予算額)が、5億5,400万円(平成19年度概算要求額)。「政策目標7

スポーツの振興」「85. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援(拡充)」10億2,500万円(平成18年度予算額)が、11億200万円(平成19年度概算要求額)となっている。

また、平成20年度新規・拡充事業等についてみてみると、「政策目標2：確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」「36. 子どもの体力向上国民運動の推進(拡充)」4億100万円(平成19年度予算額)が、12億8,100万円(平成20年度概算要求額)、「政策目標7：スポーツの振興」「89. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援(拡充)」8億300万円(平成19年度予算額)が、8億6,300万円(平成20年度概算要求額)「90. 地域スポーツ指導者育成推進事業(新規)」9,300万円(平成20年度概算要求額)となり、子ど

もの体力向上の推進は、約4億から約13億に増加し、地域スポーツ指導者育成推進事業が新規事業として9,300万円計上されているのに対して、総合型地域スポーツクラブの育成・支援は、約11億円の予算規模から約8億円の予算規模へと縮小していることが分かる。

## 7. 子どもの体力向上に必要な、学校・家庭・地域社会の有機的な連携

### (1) 学校・家庭・地域社会の連携の重要性について

これまで見てきたように、スポーツ政策における行政やスポーツ団体の、子どもの体力向上に関する取り組みは、統合・融合されずに、それぞれの機関・団体が独自に展開してきた。学校においては、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会が発表した、「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況—すべての子どもたちが身に付けていくべきミニマムとは?」(2005年7月)の中で、「空間的な広がり」を視野に置く必要があるとして、「学校・家庭・地域の関連性」「学校から家庭・地域への発信」をあげ、学校という限られた空間的範囲のみで考えるのではなく、家庭・地域との関連が重要だとしている。また、学校外の運動・スポーツにおいても、2003(平成15)年度から始まった子どもの体力向上事業において、「親子で行うスポーツ活動」「地域において子どもが体を動かすための環境整備」「学校の取組の充実」といったように、学校・家庭・地域をキーワードとしてあげている。

さらに視点を変えてみると、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校健康・安全部会が2007(平成19)年11月19日に発表した「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(審議経過報告)においても、学校保健の充実、学校における食育の推進、学

校安全の充実、の全ての項目において、「学校、家庭、地域社会の連携の推進」が重要な項目として取り上げられている。こういったことからも、子どもの体力向上に限らず、子どもを取り巻く社会的な環境の改善策として「学校・家庭・地域社会の連携」が重要であるといえよう。

そこで、子どもの体力向上に関して、学校・家庭・地域がどのように有機的に関わることが望ましいのかに關して、これまでの学校、学校外運動・スポーツ施策を参考に、新たな学校・家庭・地域連携モデルを提示するとともに解説する。

### (2) 学校・家庭・地域が連携した子どもの体力向上モデル

学校体育、学校外運動・スポーツの個別の体力向上事業ではなく、学校、家庭、地域が有機的な連携を持つ、子どもの体力向上モデルを、(図1)にまとめた。

まず、大きな特徴としては、小学校における体力測定をスタート地点とし、次年度の体力測定が新たなスタートとなるような循環型のモデルであるということがあげられる。

#### ① 体力測定(学校)

子どもの体力測定は、これまで同様に学校で行なうことが望ましい。これは、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源の面から考えても、効率的に体力測定を行なうには、学校以外で実施する方法は考えられない。学校・家庭・地域の役割分担を考えても、学校で実施すべきであろう。また、学校で実施するということは、これまで同様に市町村教育委員会、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省へ情報が集約され、毎年、体力・運動能力調査結果として発表されるだろう。

#### ② 自分の現状を認識する(地域・研究機関)

体力測定結果が文部科学省で集約されたとしても、地域差や個人差を比較できるような情報の収集・提供を行なっているわけではない。そこで、市町村、もしくは都道府県単位で、大学や研究機関等と連携し、測定結果を分析し、子

どもに応じた運動処方やプログラムを作成することが重要だろう。体力測定を、単なる測定のみに終わらせないためには、学校や子ども（保護者含む）にフィードバックできる情報提供の体制が必要だろう。また、その際に、その子どもにはどのような運動やスポーツに向いているのか、運動・スポーツの適性がどれくらいあるのかといった情報提供も可能になる。これは、現在各地で行なわれているタレント発掘・育成プログラムの考え方方に近い。

#### ③ 体の動かし方を学ぶ（学校・授業）

小学校の体育は、学習指導要領にその内容が定められているが、子どもの体力向上に関しては、達成すべき数値目標が示されていない。そこで、体力測定で得られた結果を活かした授業を展開することが望まれる。しかしながら、小学校の先生は体育得意とする者ばかりではないので、②で運動処方やプログラムを提供してもらうことと併せて、大学・研究機関、地域から、小学校の先生の体育の授業補助（場合によっては主体的に）として外部指導者を招聘することは、子どもの体力を向上させるための体育の授業として大切だろう。何より、小学校の体育の授業とは、子ども達の運動量を確保するというよりも、体の動かし方を学ぶ、体を動かす習慣を身に付ける、といった側面が強いことを考えても、正しい模範が出来ること、正しい指導が出来ること、体を動かす楽しさを伝えることは、非常に重要だろう。

#### ④ 三つの間の提供（地域、家庭）

子どもの遊びの環境として、「子どものスポーツプログラム」（日本スポーツ少年団、1995）によると、三つの間（空間、時間、仲間）が必要だとしている。これは、子どもの体力向上にも当てはまり、子どもの体力を向上させる為には、学校体育だけでは、運動の機会や量が十分に確保されていないということを考えると、学校外の運動・スポーツの機会が必要である。その際には、8割の子どもが普段ゲームを行い、ゲーム機の所有台数の第1位は「5台以上ある」という調査結果を無視することができない

（gooリサーチ（注4）「子どものゲーム利用」に関する調査：平成19年9月18日）。男子のゲーム利用時間は女子に比べて長く、学校がある日のゲームに利用時間については、しない～30分未満が33.1%、30分以上～1時間未満が29.2%、1時間以上～2時間未満が22.3%、2時間以上～3時間未満が6.7%という結果であり、学校がない日のゲームの利用時間は、しない～30分未満が16.5%、30分以上～1時間未満が24.9%、1時間以上～2時間未満が25.5%、2時間以上～3時間未満が13.1%という結果だった。特に、学校がない日の男子では、3時間以上ゲームを利用するものが30.0%と最も多かった。

この結果からも、地域でスポーツを行なう場としての、行政によるスポーツサービスや、体協が行う各種大会、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブにおいては、子ども達に対して、ゲームに対抗できるだけの魅力あるスポーツサービスを提供することが求められよう。個別のスポーツサービスを検討することは、本稿の主題ではないので割愛する。

また、三つの間の提供として、地域におけるスポーツ活動だけではなく、家庭スポーツの重要性をあげておきたい。スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに子どもの達が所属する場合、親は子どもを「預ける」という意識に陥りがちである。子どもが思いっきりスポーツをする場としての、スポーツクラブは重要であっても、生活習慣、運動習慣、食習慣といったものは、家族と過ごす家庭生活が基盤であり重要である。親の運動・スポーツに対する意識というのは、子どもの運動・スポーツに対する意識に大きく影響し、自分から運動・スポーツをしようとする子どもでなければ、体を動かす必要性を感じないのかもしれない。「10代のスポーツライフに関する調査報告書」（笛川スポーツ財団、2006）によると、保護者が運動・スポーツを実施している家庭環境にある10代の方が、実施していない家庭環境にある10代より、運動・スポーツを実施しており、また、直接スポー

ツを観戦する機会があると報告されている。学校・家庭・地域が連携する意味とは、家庭が学校や地域に子どものスポーツ活動を委ねるのではなく、学校や地域で出来るスポーツ活動と、家庭で出来るスポーツ活動とを連携・連動させようという意味であると筆者は考える。ここでは、大学や研究機関における研究成果をもとにした、家族と共にスポーツをすることの重要性や、家族で出来るスポーツプログラムの提供が重要だろう。その際には、②でフィードバックされた、子どもの体力の現状や、運動・スポーツの適性を保護者自身も知り、運動処方・プログラムの中でも、特に家庭で出来る運動・スポーツプログラムを活用できるようにすることが望ましい。家族と共に運動・スポーツを行なうことは、単に運動量を増やすだけではなく、生活習慣の改善、運動習慣の改善、食生活の改善という視点からも、総合的に取組むべきだろう。

#### ⑤ 体力向上プログラム（学校）

学校における体育の授業以外の、子どもの体力向上につながるプログラムとしては、運動・スポーツをする目標となる、運動会や球技大会等が考えられる。これについても、従来のような、順位を付ける、勝敗を決めるだけのものではなく、①の体力測定の結果をもとに、体力・運動能力の高いものは、さらにその上を目指すようなプログラム、低いものは、現状の体力・運動能力を少しでも向上させるような目標を設定し、それらを達成するために、トレーニングを積むプロセスを大事にするような取組みが必要であろう。年間を通じて、いくつかのプログラムを組み合わせることで、授業以外の子ども達の定期的・継続的な、運動・スポーツ活動を促すことができるだろう。プログラムの詳細について検討することは、本稿の主題ではないので割愛する。

そして、一年後には①の体力測定を実施し、②の自分の現状を認識することで、前年と比較することが出来、新たな一年が始まることとなる。

#### (3) 「子どもの体力・運動能力カルテ」の提案

子どもの体力向上に関しては、これまでみてきたように、様々な施策や事業が展開されてきた。「学校・家庭・地域の連携」についても、もちろん重要だと指摘されている。しかし、ここで不足している視点というのは、「学校・家庭・地域が連携するためのツール（手段）」がないということである。そこで、前項で提案した、「学校・家庭・地域が連携した子どもの体力向上モデル」を有効に機能させるためのツールとして「子どもの体力・運動能力カルテ」を提案する。

毎年、小中学校等で実施されている体力テストについては、各学校で取りまとめて全国集計され、報道発表されているが、子どもの体力測定の結果を元に、目標設定をし、目標達成を目指して、体育の授業や学校外での運動・スポーツに取組み、毎年の測定結果の推移を確認しながら運動処方するという取組みは、熱心な先生や一部の学校によっては取り組みが可能であろうが、一般的に全国で行なわれているものではないし、その仕組みやノウハウが十分にあるわけではない、

そこで、個人情報の取扱いや体裁・仕様をどうするかといった点での慎重な議論は必要だが、体力測定の結果を元に、一年間どのような運動を行なうべきかを示唆し、そのカルテを持って、スポーツ少年団や地域のスポーツクラブ等で行うスポーツ活動に参加し、どのような内容、量・質の運動を行なっているのか、カルテに蓄積していくことが可能である。また、子どもの生活習慣、運動習慣、食習慣の基盤は家庭であることから、地域でのスポーツ活動と同様に、家族と家庭の中で、今自分の子どもの体力・運動能力がどのような状態にあるのか、これからどのような運動が必要なのか、体力・運動能力カルテを参考に、家族で取組める運動を行なうことが重要だろう。保護者が、子どもの体力・運動能力の現状を知った上で、地域のスポーツ活動に参加させることは、子どもの絶対的な体力レベルを知るだけではなく、他の子ど

もと比較した相対的な体力レベルを知る上でも重要だと考える。その為には、保護者自身が体力に関する知識や運動・スポーツの必要性を知るために啓発セミナーや、カルテの読み方セミナー、体の動かし方セミナー、といった事業も必要になるだろう。

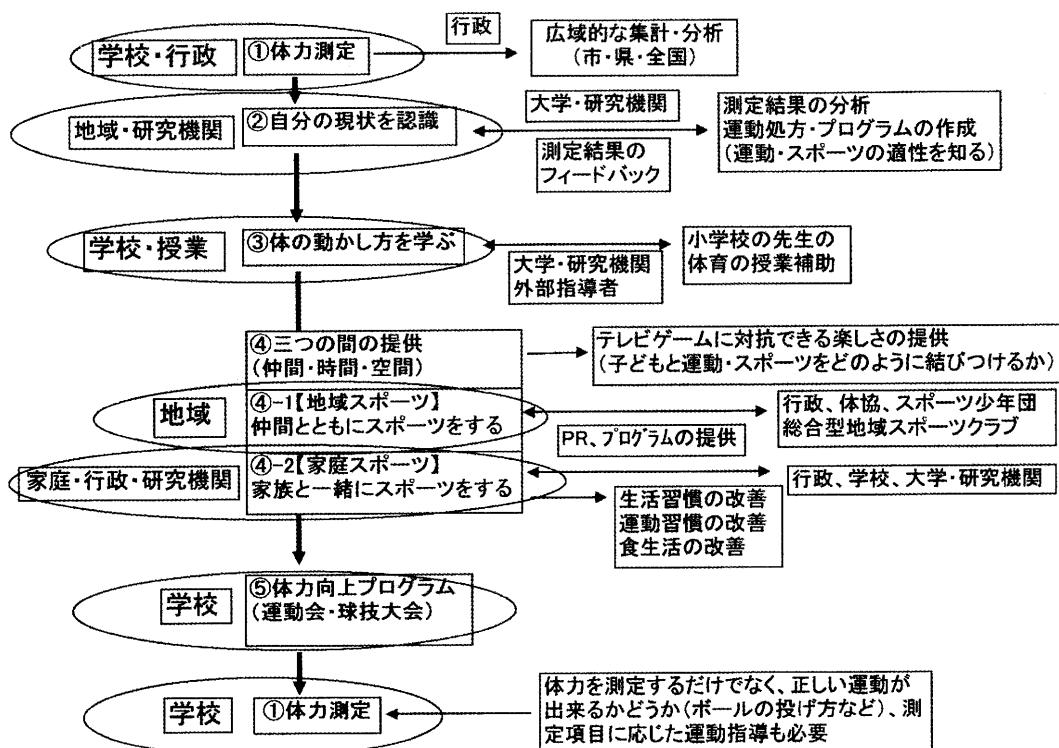
このように、「子どもの体力・運動能力カルテ」という具体的なツールを用いて、学校・地域・家庭で共有し活用することが、子どもの体力向上施策の中で、学校・家庭・地域が連携するシステムを有機的に関連付けることを可能にするのではないだろうか。

これまででは、子どもの体力向上のためのPRが中心であった。具体的な子どもの体力向上のためのツールとして、「元気あっぷカレンダー」などはあるが、家庭に配布されるに留まり、学校・家庭・地域が共有して活用できるものではなかった。個人情報の問題はあるが、このツールとしての「子どもの体力・運動能力カルテ」を活用しなければ、(図1)の連携モデルを機能させることは難しく。これまでの施策や取組

みと何ら変わらない。

さらに、この子どもの体力・運動能力カルテは、一年使って終わりではなく、小学校一年生から、せめて高校卒業時まで、長期間に活用できることが望ましい。前年と比較することや、長期的にみた体力・運動能力の推移が把握できる他、個人を追跡したデータ収集が可能となる。さらに、実施スポーツや、スポーツ競技歴、スポーツ競技成績などを盛込むことができれば、現在スポーツ界で行なわれている、タレント発掘・育成事業の全国的な基盤ともなる。また、一流の競技者になれない子どもたちであっても、自分の特性にあったスポーツを見つけることができたり、親やスポーツ指導者が、子どもの発育・発達具合に応じた運動・スポーツ指導が出来るようになるのではないかと考えられる。

また、これまでに無かった効果として、保護者自身が自分の「体力・運動能力カルテ」を持つことで、単なる主觀ではなく、客観的な数値に基づいて、自分自身の子ども時代と、自分の



(図1) 学校、家庭、地域の子どもの体力向上連携モデル

子どもを比較することが可能になる。

この、子どもの体力・運動能力カルテは、様々な問題を含んでいることは十分承知している。本稿で、それらの問題点に対する全ての解決策を提示することは出来ないが、発想として、学校・家庭・地域が連携するためには、三者で情報を共有・活用することが出来、なつかつ子どもの体力・運動能力に関する情報を定期的・継続的に蓄積することができるツールとしての「子どもの体力・運動能力カルテ」という発想は、今後、子どもの体力向上を、国的重要施策として考える上で、十分検討に値するものだと考える。将来的には、これらの情報を分析することで、学習指導要領の改訂に活用されることも考えられる。

## 8. おわりに

宮城県では、全国に比べ、低迷が目立つ県内の小学生の運動能力を伸ばすために、県教育委員会が三ヶ年計画でオリジナルのエクササイズ開発を進めているという。それは、リズミカルな音楽に合わせて全身を無理なく動かす四分間のプログラムであり、県教育委員会は体育の授業開始時などに取り入れてもらいたい、といっている。エクササイズを通して、楽しく体を動かす習慣づくりを促したい、ということだが、こういった単発的なソフトを開発することも大切だが、もっと根本的な、子どもの生活習慣を正し、適切な運動習慣、豊かな食習慣を身に付けるための、学校・家庭・地域の連携したモデルやシステムづくり、また今回提案したような、モデルやシステムを有効に機能させるためのツールづくりに着手すべきではないかと思う。また、宮城県は、平成19年度学校保健統計調査速報によると、都道府県別の肥満傾向児の出現率が、どの年齢でも上位にあり、特に11歳では全国で最も高い数字となっている。全国に先駆けた宮城県としての早急な取組みが必要であろう。

子どもの体力・健康とは、単に機能的な体力・

健康だけではなく、家族の絆を深め、地域の基盤を強固にし、国力を高めるものと筆者は考える。「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」は、2002（平成14）年7月に『「社会の宝』として子どもを育てよう！（報告）』を発表している。「はじめに」の中で、『子育ては未来の日本を支える人材を育てるものであり、子どもは「社会の宝」であると考えます。』と述べられているように、子どもは社会の宝であり、未来からの授かりものであると考える。我々は、先人の過去を引き継ぐだけではなく、子どもという未来の社会の宝を預かっている。この宝をどう育てるのかが、今を生きる者の使命であると受けとめ、学校・家庭・地域が連携して、子どもの体力向上に取組むことを期待するものである。

今後、今回提案した子どもの体力向上連携モデルを実際に活用し、データを定期的・継続的に収集・分析することで、モデルの有効性について検証するなど、本研究を発展させていきたい。

### 注1) アイーダアイダ

アイーダアイダとは、文部科学省子どもの体力向上キャンペーンとして全国展開している、ダンス・エクササイズのこと、「アイーダ アイダ」は、「こころ」と「からだ」のバランスのとれた成長を促すための新しいダンス・エクササイズのこと。子どもの遊びや運動のなかに現れる様々な基本動作を取り入れ、からだ全身を使った動きを組み合わせており、NHK教育テレビで放送している「からだであそぼ」の中で放送されている。

### 注2) スポーツテスト

体力診断テスト：握力・背筋力、立位体前屈・上体そらし、垂直跳、反復横跳び、踏み台昇降運動  
運動能力テスト：50M走、走り幅跳び、ハンドボール投げ、懸垂（女子は斜め懸垂）、持久走（男子1500M、女子1000M）

### 注3) 壮年体力テスト

握力、垂直跳、反復横跳び（サイドステップ）、急歩

注4) goo リサーチ

goo リサーチとは、NTT レゾナントと三菱総合研究所との提携により、官公庁、大手メーカー、サービス業の企業、コンサルティング会社・シンクタンク・調査会社、広告代理店などに、Web アンケートを提供するサービスで、総務省の「ブロードバンド利用動向調査」「電子政府に関する調査」等に採用されている、日本のインターネットリサーチ業界をリードするサービスである。

員講習会テキスト

- 18) 財団法人日本体育協会 (1980) 体力テストの方法と活用
  - 19) 文部省 (2000) 新体力テスト有意義な活用のために
  - 20) 文部科学省 (2006) 文部科学省政策評価基本計画
  - 21) 文部科学省 (2007) 文部科学省実績評価書—平成 18 年度実績—
  - 22) 日本スポーツ少年団 (1995) 子どものスポーツプログラム
  - 23) goo リサーチ (2007) 子どものゲーム利用に関する調査 <http://research.goo.ne.jp/>
  - 24) 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会 (2002) 「社会の宝」として子どもを育てよう！
  - 25) 文部科学省 (2007) 平成 19 年度学校保健統計調査速報
- 【引用・参考文献】
- 1) 文部省 (2000) スポーツ振興基本計画
  - 2) 文部科学省 (2006) スポーツ振興基本計画の改定について
  - 3) 財団法人日本体育協会 (2005) 公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目 I
  - 4) 文部科学省 (2006) 教育基本法
  - 5) 文部省 (1998) 我が国の文教施策
  - 6) 文部科学省 (2002) 子どもの体力向上のための総合的な方策 (答申)
  - 7) 文部科学省 (2007) 平成 18 年度体力・運動能力調査報告書
  - 8) 文部省 (1999) 小学校学習指導要領解説体育編
  - 9) 笹川スポーツ財団 (2006) 10 代のスポーツライフに関する調査報告書「青少年のスポーツライフ・データ」
  - 10) 文部省 (1998) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (答申)
  - 11) 文部科学省 (2005) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況—すべての子どもたちが身に付けていくべきミニマムとは？
  - 12) 中央教育審議会教育課程部会 (2007) 教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ
  - 13) 文科省 (2001) 子どもの体力向上のための総合的な方策について (諮問)
  - 14) 文科省 (2002) 子どもの体力向上のための総合的な方策 (答申)
  - 15) 子どもの体力向上ホームページ 日本レクリエーション協会  
<http://www.recreation.or.jp/kodomo/index.html>
  - 16) 財団法人日弁連法務研究財団 (2005) ハンセン病問題に関する検証会議報告書
  - 17) 財団法人日本体育協会 (2001) 体力テスト指導員講習会テキスト